

科学技術政策担当大臣と有識者議員との会合 議事概要

日 時 平成 23 年 8 月 4 日 (木) 10:00 ~ 10:50

場 所 合同庁舎 4 号館 1214 会議室

出席者 福山副長官、阿久津政務官、相澤議員、本庶議員、奥村議員、今榮議員、白石議員、
泉統括官、梶田審議官、吉川審議官、大石審議官

議事概要

議題 1 . 科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置について

< 田中参事官説明 >

相澤議員 このような内容の、科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置するという件
でございます。

ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

それでは、特段のご意見等ございませんので、科学技術イノベーション政策推進専門
調査会の設置をご承認いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、この専門調査会の設置が承認されましたので、今後、本会議でさらに決定
していただき、それに基づきまして推進させていただきます。

それでは、ただいまの案件の内容に関連しておりますが、前回、第 4 期の科学技術基
本計画の内容というよりは全体をまとめた骨子というものを作成するという事で、原
案がまとまりまして、ほぼご意見が集約されたという段階まで来たわけですが、その後、
二、三の修正を含めて白石議員を中心に検討し、ここで改めて確認をさせていただき
たいと思います。

そこで、本日は基 - 2 と基 - 3 という 2 つの資料についてありますので、これをまず
白石議員から説明いただきたいと思います。

白石議員 この前、議論していただいて以来になりますが、2 つの基 - 2 と基 - 3 の唯一の違い
は、 . 基本認識の一番下のパラグラフの最後の文章が、基 - 2 と基 - 3 で少し字句が
違っているということです。もうそれほど大きなポイントではございませんが、やはり
骨子ということで、これは恐らく基本計画以上に読まれると思いますので、どちらかを
この場で選んでいただくか、それとももう私に一任していただくか、それだけ今日この
場で決めていただければ、今日中に私のほうで処理したいと思っておりますので、そ
このところだけ決めていただければということです。

相澤議員 前回議論してきたのが基 - 2 ですね。

白石議員 基 - 3 です。

相澤議員 そこで、基 - 2 と基 - 3 のところで、今、問題になり得るところを具体的に指

摘していただいて、そこについての了解を得るのがよいかと思います。

白石議員 了解しました。

基本認識の一番下のパラグラフの3行目からですが、まず最初に「この基本方針をもとに基本計画に掲げられた政策・施策を実現化していくに当たっては、」という句が、「その具現化には、」と極めて簡潔にするかどうか。

それからもう一つは、その後ですね、「競争的資金の拡充、」というところが「個人研究費の増額、」これはどちらがよろしいか。

それから「優れた研究者」という、この「優れた」を入れるかどうか。

それから、「巨大投資」というのが「大規模」このどちらの字句を使うか。

これだけでございます。

相澤議員 それでは、ただいまの基 - 2 の内容に変更するという点についてご意見があれば、いかがでしょうか。

多分、方向性としてはこういうようなことを書くということで、前回ご了解が得られたところだと思いますが、今の具体的な表現の言葉がこれで適切かどうかという問題ではなかるうかと思ひます。そうですね。

白石議員 そうです。

相澤議員 そうすることで、ご意見があれば、いかがでしょうか。

むしろ、基 - 2 の今の表現に違和感ありとか、あるいはこういうようにしたほうがよろしいのではないかというご意見がございませば出していただければと思ひます。

本席議員 前回、私の理解では、この基 - 3 があって、それに基づいて白石議員のほうで多少の修正を、これと全く同じだったか、私も文言の記憶はありません。基本的に同じようなもので、それでお任せするという点であったので、逆に基 - 2 のほうがよりよいという論点がこれまでは全然出てきていなかったもので、それをお聞きするか、あるいは、つまりなぜ基 - 3 より基 - 2 のほうが代案として適切であるのかと、そこがポイントではないかなというように私自身は感じておりますけれども、基本的には、基 - 3 でお任せしたというのが私の理解であったのですが。

相澤議員 基 - 3 の内容をもとにということで、問題になったのは、今語句の修正があった部分、そこがこの前まだ十分に煮詰まっていなかったもので、その部分を中心にして修正をするということになったと思ひます。ですから、全体としてはもちろん基 - 3 ですけども、その部分ということに限定されていたと思ひます。

それで、その部分のところが基 - 2 のように修正されたということですので、その部分だけについてということではないかと思ひますが。

白石議員 もう少し詰めて申しますと、要するに「個人研究費の増額」という文言にするか、それとも「競争的資金の拡充」という言葉にするか、大分ニュアンスが違います。ですから、これは正直言って決めていただいたほうがいいかなと。

それからもう一つは、「巨額投資プロジェクト」というのと「大規模プロジェクト」、これはもう大分ニュアンスが違います。

ここの2カ所だけの問題だろうと思ひますが。

奥村議員 実は私、発言をする責任があるのかもしれませんが。

基 - 3の「個人研究費の増額」というのは、1期から比べますと2期でこの15年間で2.6倍に増えていると。文部省の科研費ですね。その事実を言っています。

それから、「巨大投資プロジェクト」といいますのは、過去これまで15年間で合計300億円を超える事業が、ずっと数えてみますと40以上あります。これは実はまだ全部終わっていません、今もゴーイングしているプロジェクトがほとんどでございます。そういった事実をきちっとやはり認識したほうがいいのではないのかということで、「個人研究費の増額」であり、「巨額投資プロジェクト」ということを挙げているわけです。

ですから、「競争的資金の拡充」というのは個人研究だけではございませんし、それから「大規模プロジェクト」というのも、少しイメージがなかなか湧きにくいなということで、事実に基づいて書くと基 - 3のような表現になるのではないのかということで、これが何か不適切であるということであれば、むしろその理由を教えていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

相澤議員 これは、どなたにお答えしていただいたらよろしいでしょうか。

私のほうから申し上げますと、「個人研究費」という言葉は、ここにぽっと出てきたときに正しく理解されるかどうかというのは感じます。

本席先生、いかがでしょうね。「個人研究費」という表現。

本席議員 基本的にはそういうタームは使っていませんけれども、内容的には科学研究費補助金、あるいはJSTの研究費等も含めて個人に与えられる研究費という意味で理解はされると思うんですね。

相澤議員 そうですね。

本席議員 ただ、「競争的資金」となりますと、これは先生ご承知のように、かなり大規模プロジェクトも「競争的資金」に入っていますから、概念的にはかなり違う性格になってきて、そういう意味で、奥村案のここを切り分けて明確にえぐり出したいという趣旨は、私は基本的には賛成なので、この意味合いがこうすることで別のよりよい言葉があればそれでいいと思いますが、「競争的資金」という概念になると広過ぎて、間違ふ心配があると。

相澤議員 恐らく白石議員のアレンジも、そういう意味を解して「個人研究費」ということがなじむ言葉であれば、それで何ら修正する必要はないというお考えではないかと思うのですが。

それでは、いかがでしょう。「競争的資金」という言葉に置きかえるには本来の意味するところが少しずれるということであれば、「個人研究費」という言葉が、今定着した言葉ではないけれども、個人を対象にした研究費という意味合いで一般的な表現として使うということによろしいでしょうか。

それでは、ただいまの「競争的資金」のところは、基 - 3のほうにあります「個人研究費」という表現に戻す。

それから、もう一つの「大規模」というのと「巨額投資」。これは、やはり今の「競

争的資金」と「個人研究費」と同じように、少し意味合いがずれると。奥村議員の本来のご意見は、もともと1つのプロジェクトに大規模に投資されていることで、「大規模」という言葉は共通的にはあるかもしれないけれども、「大規模プロジェクト」と言ってしまうと少しニュアンスが違うということですね。

奥村議員 表現の問題で言えば、今の体系の中で正確に言えば300億円以上を大規模プロジェクトと一応定義しているんですね。ですから、正確に書けば、ここは「300億円以上の大規模プロジェクト」と書けば正確ですけれども、ややスペシフィックに過ぎるかなという感じもあって、単純に「大規模」というと皆さんイメージが、恐らく300億円というのを必ずしも皆さんご存じでないので、そういう意味でやや少し抽象的なのですが、「巨額」という言葉を使ったのですが、これは、表現はもう白石先生にお任せします。

相澤議員 これは先ほどの「個人研究費」と「競争的資金」とは少しニュアンスが違って、ある意味ではどちらでもよろしいかなとは思いますが。

白石議員 結局、この最後の文章でどういうメッセージを伝えたいのかというところで、随分これまで資金を投入していますということをかかなり強く言いたいのであれば、「個人研究費の増額」であり、「巨額投資プロジェクト」、両方ともお金の多寡にかかわるようなニュアンスの文章になっております。そこをどちらでとるかというのが、基本的に選択の要点だろうと思うんですね。

相澤議員 そういたしますと、ここのところはいずれにしても、これまで投資してきたことの成果がこれからむしろ出てくるわけだから、第4期においては、今まで投資した部分を十分に生かすように進めなければいけないというのが趣旨であると思うんですね。そういう意味では、今の「大規模」か「巨額投資」かは、そんなに大きな違いはないとは思いますが、「巨額投資」ということでは、今までの研究費の仕組みの中に使われてきた用語としては少しなじまないかなと思います。私の提案ですが、先ほどのところは「個人研究費」とし、「大規模」というところは、そのまま「大規模」とするということがかでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、そのような形で、基-2のところの先ほどの「個人研究費」という部分だけを修正して、基-2をファイナルのものとするということでご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

議題2．東日本大震災からの復興の基本方針について

< 須藤参事官説明 >

相澤議員 第4期の基本計画の中でも、科学技術イノベーション政策と今回の震災からの復興の基本方針等の国の重要政策と連携を密にして進めるということが明確に記されております。それから現在進めておりますアクションプラン、これもこのような国の重要政策と

の連携を十分に図りつつ進めるということになっております。そういうような観点から、本日は大震災からの復興の基本方針の中で、科学技術イノベーション政策に関係あるところがどういうところかということ整理していただいたわけでありまして。

ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

本席議員　これは復興対策本部で決められたので、こちらからこれに何か意見を申して伝えてもらうということはありませんという話なんですね。

須藤参事官　はい、基本的には、この内容について事務局にこういう意見がありましたというのは説明させていただきますけれども、それを踏まえて基本方針を直すとか、そういうことは難しいと思います。

本席議員　基本方針を変えるという話ではなくて、この中で気がついた点でかなり重要な問題があるようにお伺いしたのですけれども、2点。

1つは、メディカル拠点というのを、東北大学を中心というのと福島県を中心2つつくられると。そのこと自身は結構ですが、これはかなり腰を入れてやらないと、そんなに簡単にできることではない。このことを、やはり政府としては十分意識して綿密な計画を、それから国だけでは多分できない、地方自治体が長期にわたってサポートしていかなければいけない。それが1点。

それから、これは今日気がついた。7ページのところに、()の最後に、「災害応急対策を実施する際に必要となる機能を有した船舶等のあり方等について調査を行う」ということですね。だから、災害対応の船をつくるということを考えるということだと思いますね。それは非常に僕はいいと思うのです。

その次に、の番号になっていて、「大規模災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう、」ここに耐震化云々と書いてあるのだけれども、これは幾ら耐震化したって、それは完全ではないので、私、もしここを本気で考えるのなら、病院船、船にすべての高度の医療設備を持ったものをつくる。もちろんレスキュー部隊もできる大きなヘリポートを持った船をつくる。これは平時に離島の医療とか、トレーニングとかいろんなことに活用できると思って。実際、こういうことを提案しておられるグループがあるので、もしこういうことであるならば、ぜひそういう方向でお考えいただけるといいのではないかなと思います。

須藤参事官　今のご指摘の点につきましては、事務局のほうに伝えさせていただきたいと思います。

相澤議員　ただいまのことについて阿久津政務官、何かコメントございますでしょうか。

阿久津政務官　すみません、ここにパッとペンを入れることは確かにできないのですけれども、特に第1点の部分は大事なご指摘だと思います。メディカル拠点を2つというのは、我々が考える以上に大変だから、本当に腰を入れてやらなくてはだめだというご指摘だと思いますので、これはしっかりと伝えて、運用面で今後それをかなえていければと思っています。ありがとうございます。

奥村議員　今の医療拠点の経営に関する問題とも関連するのですけれども、基本的に政府の資源は5年間ぐらいの有限期間なんですね。その後の事業性ということの検討は、これまでの科学技術政策の中でも各大学にTLOを作ったりさまざまなことをしてきて、補助機

関がなくなると途端に立ち行かないというケースが多々あるわけで、これは共通問題なんです。

ですから、設立を認可するときに、将来自立してやっていけるだけの事業性があるのかどうかという、その事業性の検討が、私が見たところ極めて貧弱で、重要だ重要だということだけで認可されて、あるいは補助金がありてきているというのが、私は共通の問題ではないかと。

ですから、今回の福島の病院でも同じ問題で、やはり有限期間の補助が終わった後で、自立して経営ができる病院であらねばならないわけで、やはり事業性の検討をしっかりとやっていただきたいというお願いです。

阿久津政務官 ありがとうございます。

相澤議員 それでは、これは今後実施されていくという方向性を示しているわけでありまして、それぞれのアクション・プランのご担当のところではいろいろと問題点等が出てくるかと思しますので、そのようなことを少し密に連携できるようなパイプというものはどういう形であり得るのかということなのですが、阿久津政務官いかがでございましょうか。これは、基本方針として実施の母体がそれぞれいろいろな関連のところ分散されるわけですね。それを、全体をまとめていくのは、復興対策本部ということになるのでしょうか。

阿久津政務官 特に最終的な実施をずっと継続的に見ていくのは、来年の通常国会になると思うのですが、復興庁でやらせていただく形になると思うんです。それまでの間を復興本部のほうでやらせていただきますので、特に先ほどの奥村議員のその後の事業性ということになると、復興庁のほうに担っていく形になるのではないかと思います。

相澤議員 それでは、そのような理解で今後もこの推移を十分見ながら、我々の科学技術イノベーション政策を推進してまいりたいと思います。

阿久津政務官 よろしく願いいたします。

議題3. 「子ども電が見学デー」における内閣府プログラム（みんなでサイエンス）について

<大竹参事官説明>

(特に意見等なし)

(以上)